

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕

### 第1章 下水道計画について 第1節 下水道計画の基本方針

H28.4.1

旧（改定前）	新（改定後）
<p>浸水被害の状況等に応じて事業を重点化するとともに、ソフト対策、自助を組み合わせることに より、効果的に浸水被害を最小化し、雨に強い都市づくりを実現する総合的な対策に努めなければ ならない。</p> <p><b>5 長野県「水循環・資源循環のみち2010」構想</b></p> <p>(1) 「水循環・資源循環のみち2010」構想について</p> <p>本構想を策定する上で、次の基本理念を掲げている。</p> <p>① 住民と事業実施主体が共通認識と責任を共有し実施可能な構想とする。</p> <p>生活排水対策を持続的に行うため、適切な投資を行う。</p> <p>② 生活排水対策に係るコストやエネルギーを生活排水事業全体として削減する。</p> <p>処理水質は現状を維持、あるいは、さらに向上させる。</p> <p>③ 生活排水が持つ機能や資源を利用し、その付加価値を高めるとともに地球環境保全へ貢献する。</p> <p>良好な水環境の維持と地球温暖化防止に努め、汚泥処理は県内での利活用を推進し、埋め立て処 分の削減に努める。</p> <p>④ 生活排水の収集体系や処理方式に係らず、利用者の費用負担の均衡を目指す。</p> <p>施設の特性に応じた維持管理を行い、利用者の生活排水にかかる利便性、快適性を持続させる。</p> <p>構想の期間は、平成23年度を初年度とする20年間とし、概ね50年先までの将来見通しのもと、短期、 中期、長期の目標年度を設定している。</p> <p>(2) 「生活排水エアマップ2010」の策定について</p> <p>本構想における具体的な施策として、平成16年に策定した「汚水処理施設整備構想エアマップ 2005」を見直し、新たに「生活排水エアマップ2010」を策定した。</p> <p>① 概ね50年先を見通した経営計画に基づき、最終目標年次を2030年（平成42年度）とする。</p> <p>② 未普及地域について、地域住民のニーズや意見を事前に把握し、マニュアルにより整備手法 の検討を行い、事業実施を前提としたアクションプランとして位置づけられている構想初年度 から5年後の平成27年度までには概ね未普及地域が解消される構想を検討する。</p> <p>③ 生活排水施設の統合・再編の検討にあたっては、基本的条件の整理を行い、最終目標年次で ある平成42年度までの統合の可能性や将来的な統合の可能性について整理する。</p> <p>④ 地農対策について、長野県で推定されている地震に対応した前震診断調査や被害予測を行い、 市町村及び地域住民がお互いに確認や理解できる取組みを行う。</p> <p>なお、長野県においては、平成2年度に「下水道整備構想エアマップ」を策定し、社会情勢の変 化や、下水道等の普及状況など地域の実情に応じて平成7年度、平成12年度に見直しを行った。その 後平成16年度に第3回目の見直しを行い「汚水処理施設整備構想エアマップ2005」を策定している。</p> <p style="text-align: center;">16-1-2</p>	<p>浸水被害の状況等に応じて事業を重点化するとともに、ソフト対策、自助を組み合わせることに より、効果的に浸水被害を最小化し、雨に強い都市づくりを実現する総合的な対策に努めなければ ならない。</p> <p><b>5 長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想</b></p> <p>(1) 構想策定の趣旨</p> <p>この構想は、生活排水施設を整備し、これを適切に管理運営し、汚水処理事業を将来にわたって安 定的に継続するため、そして、循環型社会の構築に向けた役割を果たしていくための「持続可能な生 活排水対策ビジョン」として策定している。</p> <p>また、この構想は、県と市町村が一体となって策定したものであり、この構想に基づく共通認識の もと、県と市町村が連携しながら生活排水対策の取組を進めていく。</p> <p>(2) 構想の策定経過</p> <p>この構想は、「水循環・資源循環のみち2010」構想の策定から5年が経過する中、常に新鮮なビ ジョンであり続けられるよう、社会情勢や各自治体の状況の変化を考慮して、前構想を見直したも のである。また、国が示した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」 (平成26年1月)、「新下水道ビジョン」(平成26年7月)等を踏まえて、策定している。</p> <p>&lt;都道府県構想の策定経過&gt;</p> <p>平成2年度： 「下水道等整備構想エアマップ」策定</p> <p>平成7年度： 「新下水道等整備構想エアマップ」策定</p> <p>平成11年度： 「下水道等整備構想エアマップ2000」策定</p> <p>平成16年度： 「汚水処理施設整備構想エアマップ2005」策定</p> <p>平成22年度： 「水循環・資源循環のみち2010」構想策定</p> <p>平成27年度： 「水循環・資源循環のみち2015」構想策定</p> <p>(3) 構想の基本理念</p> <p>1) 住民と事業実施主体が共通認識と責任を共有し実施可能な構想とする。</p> <p>2) 生活排水対策に係るコストやエネルギーを生活排水事業全体として削減する。</p> <p>3) 生活排水が持つ機能や資源を利用し、その付加価値を高めるとともに地球環境保全へ貢献する。</p> <p>4) 生活排水の処理方式の違い（下水道、農業集落排水、浄化槽等）によらず、住民サービスの均衡、 向上を目指す。</p> <p>(4) 構想の期間</p> <p>構想の期間は、平成28年度からの15年間とし、概ね50年先までの将来見通しのもと、短期、中 期、長期の目標年度を設定している。（「水循環・資源循環のみち2010」構想は、平成23年度を初 16-1-2</p>

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

〔第16編 下水道事業〕

第1章 下水道計画について 第1節 下水道計画の基本方針

H28.4.1

旧（改定前）	新（改定後）
	<p>年度とする20年間を構想の期間としていたが、その短期目標年度である平成27(2015)年度までの5年間の取組を踏まえ、引き続き、平成42(2030)年度を長期目標年度として、残りの15年間の取組を進めていく。）</p> <p>(5) 構想における具体的な3つのプラン</p> <p>1) 生活排水エアマップ2015</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①未普及地域の早期解消</li> <li>②施設の計画的な改築更新</li> <li>③処理区の統廃合による効率化</li> <li>④防災・減災対策の取組</li> </ul> <p>2) バイオマス利活用プラン2015</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①汚泥の利活用の推進</li> <li>②汚泥の安定処分とリスク分散</li> <li>③汚泥処理の広域化・共同化による効率化</li> <li>④地球温暖化対策・省エネルギー対策</li> </ul> <p>3) 経営プラン2015</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営基盤の強化、持続的な管理経営</li> <li>②収入確保・経費削減、経営の健全化</li> <li>③事業の広域化・共同化による効率化</li> </ul> <p style="text-align: center;">16-1-3</p>

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕

### 第1章 下水道計画について 第1節 下水道計画の基本方針

H28.4.1

旧（改定前）

新（改定後）

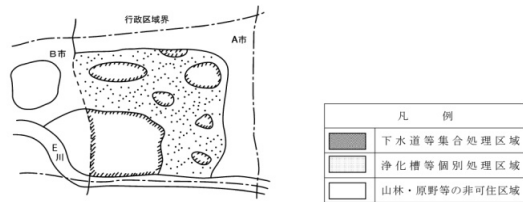


図1.1.1 エリアマップの概念図

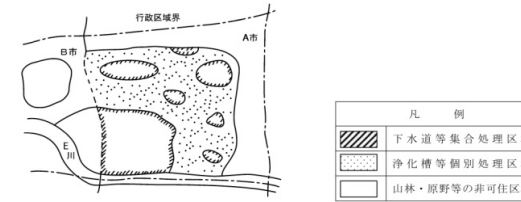


図1.1.1 エリアマップの概念図

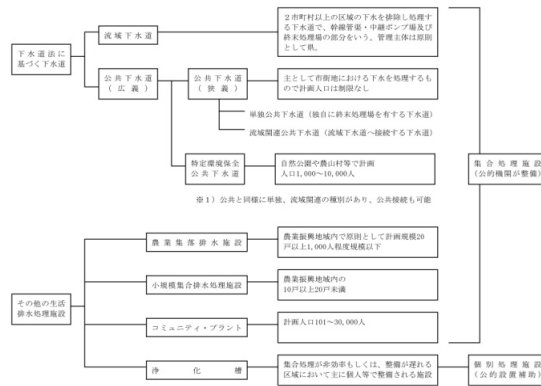


図1.1.2 汚水処理施設の種類の

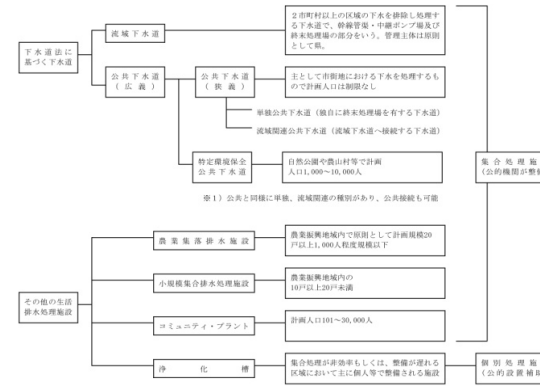
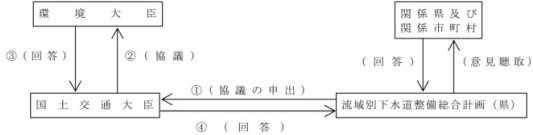


図1.1.2 汚水処理施設の種類の

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕 第1章 下水道計画について 第2節 流域下水道整備総合計画

H28.4.1


旧（改定前）	新（改定後）
<p style="text-align: center;"><b>第2節 流域下水道整備総合計画</b></p> <p><b>1 一般事項</b></p> <p>(1) 計画の目的 流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、下水道法第2条の2に基づき当該流域における個別の下水道計画の上位計画として策定する。</p> <p>(2) 計画の内容 流総計画には、次の事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下水道の整備に関する基本方針</li> <li>2) 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域</li> <li>3) 2)の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力</li> <li>4) 2)の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位</li> <li>5) 終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は磷含有量についての当該処理場ごとの削減目標量及び削減方法（一定の要件に該当する公共用水域に係るもの）</li> </ol> <p>(3) 計画策定のフロー 流総計画策定のフローは、図1.2.1による。</p> <p>(4) 関係機関との連携 流総計画の策定は県の公共下水道担当課において行うものであるが、調査の内容が多岐にわたっているため企画部門、河川部門、農林水産部門、財政当局等の関係部局や関係県、関係市町村と密接な連携を保ちつつ進める必要がある。</p> <p>(5) 諸計画との調整 流総計画は、当該流域における土地利用計画、水利用計画等を勘案し当該流域についての水質保全計画の一環として定めるものであるから、調査に当たっては全国総合開発計画、中部圏整備計画、広域利水計画、水資源開発計画等の広域的開発整備計画、河川整備基本方針、河川整備計画等の河川に関する計画、及び県において策定している長期計画、並びに流域内市町村の都市計画等の諸計画と十分調整を図る必要がある。</p> <p>また、計画の策定にあたって、必要に応じて学識者、関係住民の意見聴取を行う等、住民参加の推進を図る。</p> <p>(6) 対象区域 流総計画の対象区域は原則として当該流域の全域とするが、水及び土地の利用状況並びにそれらの</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 流域下水道整備総合計画</b></p> <p><b>1 一般事項</b></p> <p>(1) 計画の目的 流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、下水道法第2条の2に基づき当該流域における個別の下水道計画の上位計画として策定する。</p> <p>(2) 計画に定める事項 流総計画には、次の事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下水道の整備に関する基本方針</li> <li>2) 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域</li> <li>3) 2)の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力</li> <li>4) 2)の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位</li> <li>5) 全窒素又は全磷の水質環境基準が定められた閉鎖性水域においては、2)の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素又は磷の削減目標量及び削減方法</li> </ol> <p>下水道の整備事業の実施の順位に関する事項は、概ね10年間で優先的に整備すべき中期整備事項を定める。</p> <p>(3) 協議の手続き 流域別下水道整備総合計画を策定しようとする場合、県は、関係県及び関係市町村の意見を聴いて調整を図り、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共用水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流総計画を定めようとするときは、国土交通大臣と協議しなければならない。</p>  <p>(4) 計画期間 流総計画の計画期間は、各都道府県の長期計画や人口予測が行われている年度等を勘案して、基</p>

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕

### 第1章 下水道計画について 第2節 流域下水道整備総合計画

H28.4.1

旧（改定前）	新（改定後）
<p>将来計画等から、一体として調査すべき区域は含めるものとする。</p> <p>(7) 対象年度</p> <p>基礎調査及び水域の汚濁解析は次の年度について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基準年度（現況年度）</li> <li>2) 将来人口の想定年度</li> <li>3) 中間年度（基礎調査のみ）</li> </ol> <p>(8) 計画の協議</p> <p>流域別下水道整備総合計画を策定しようとする場合、県は、関係県及び関係市町村の意見を聴いて調整を図り、二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共用水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流総計画を定めようとするときは、国土交通大臣と協議しなければならない。</p>  <p>(9) 対象水質</p> <p>流総計画の対象水質項目は原則として河川にあってはBOD、湖沼及び海域にあってはCODとし、全窒素及び全リンに係る水質環境基準の類型指定が行われた又は予定されている湖沼及び海域であっても窒素及びリンについても対象とする。このほか、環境基準が定まっていない場合でも水域の状況に応じて目標水質の達成のため、窒素、リン等を追加するものとする。</p> <p>16-1-6</p>	<p>年度から概ね20～30年間程度を目安として定める。</p> <p>(5) 計画の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 水質環境基準の達成・維持             <p>流総計画は、当該水域に定められ、また、予定されている水質環境基準を達成及び維持することを目標として定める。対象水質項目は、原則として河川にあっては生物化学的酸素要求量（BOD）、湖沼及び海域にあっては化学的酸素要求量（COD）とし、全窒素及び全磷に係る水質環境基準の類型指定が行われた又は予定されている湖沼にあっては全窒素及び全磷についても対象とする。このほか、水質環境基準が定まっていない場合でも水域の状況に応じて目標水質の達成のため、全窒素、全磷等を追加する。</p> </li> <li>2) 水質環境基準以外の目標             <p>水質環境基準の達成・維持に関する目標に加えて、地域の実情や特性を勘案し、必要に応じて水質環境基準以外の目標を定めることができる。</p> </li> </ol> <p>(6) 対象区域</p> <p>流総計画の対象区域は原則として当該流域の全域とするが、水及び土地の利用状況並びにそれらの将来計画等から、一体として調査すべき区域は含めるものとする。</p> <p>(7) 対象年度</p> <p>基礎調査及び水域の汚濁解析は次の年度について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基準年度（現況年度）</li> <li>2) 将来人口の想定年度</li> </ol> <p>(8) 計画策定のフロー</p> <p>流総計画策定のフローは、図1.2.1による。</p> <p>(9) 関係機関との連携</p> <p>流総計画の策定は県の下水道担当課において行うものであるが、調査の内容が多岐にわたっているため企画部門、河川部門、農林水産部門、財政当局等の関係部局や関係県、関係市町村と密接な連携をもちつつ進める必要がある。</p> <p>(10) 諸計画との調整</p> <p>流総計画は、当該流域における土地利用計画、水利計画等を勘案し当該流域についての水質保全計画の一環として定めるものであるから、調査に当たっては全国総合開発計画、中部圏整備計画、広域利水計画、水資源開発計画等の広域的開発整備計画、河川整備基本方針、河川整備計画等の河川に関する計画、及び県において策定している長期計画、流域内市町村の都市計画等並びにエネルギーに関する計画（エネルギーの使用の合理化に基づく法律に基づく中期計画等）の諸計画と十分調整を図る必要がある。</p> <p>16-1-6</p>

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕

### 第1章 下水道計画について 第2節 流域下水道整備総合計画

H28.4.1

旧（改定前）

新（改定後）

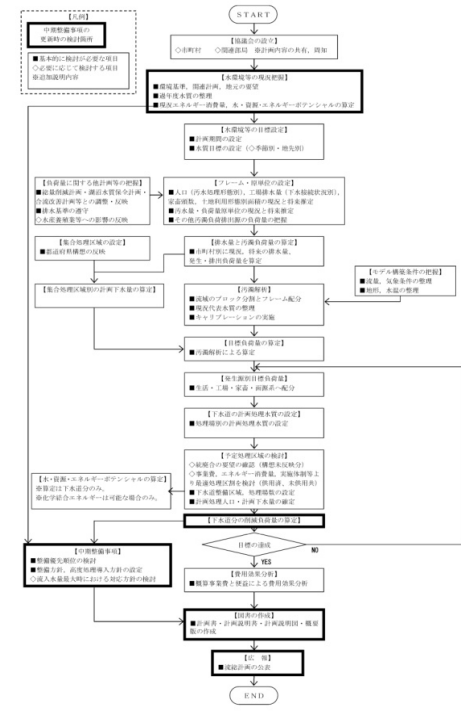
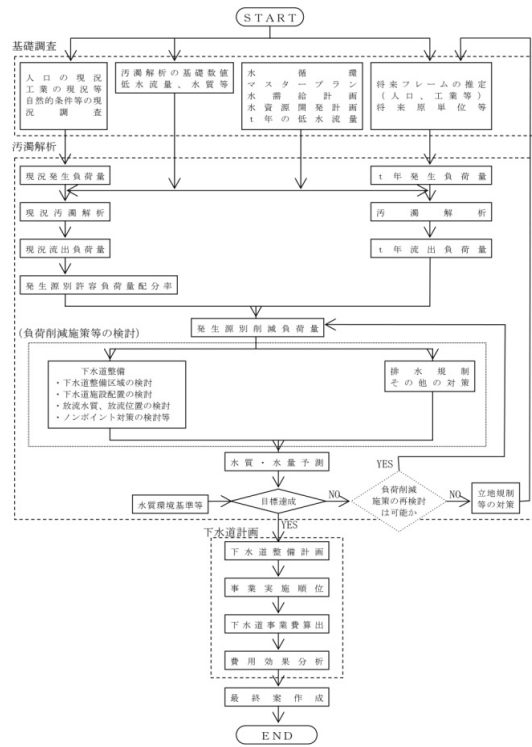


図1.2.1 計画策定のフローチャート

(国土交通省「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（平成27年1月）」から抜粋)

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

## 〔第16編 下水道事業〕

### 第1章 下水道計画について 第2節 流域下水道整備総合計画

H28.4.1

#### 旧（改定前）

#### 新（改定後）

#### 2 県内の流域別下水道整備総合計画

長野県内には3箇所の流域別下水道整備総合計画があり、その策定状況は下記のとおりである。

##### (1) 信濃川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣承認年月日
当初計画	S45	H2	S54. 5. 18
第1回見直し計画	S53	H12	S63. 9. 9
第2回見直し計画	S63	H20	H10. 2. 27
第3回見直し計画	H10	H30	
第4回見直し計画	H24	H47	

##### (2) 天竜川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣承認年月日
当初計画	S47	H7	S59. 11. 30
第1回見直し計画	S57	H17	S63. 9. 9
第2回見直し計画	H3	H23	H11. 12. 24
第3回見直し計画	H13	H32	H23. 9. 20
第4回見直し計画	H24	H47	

##### (3) 木曾川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣同意年月日
当初計画	H3	H22	H17. 11. 10
第1回見直し計画	H16	H37	H22. 3. 31

個別の下水道計画を策定するに当たっては、該当する流域計画と適合を図ることとする。

#### 第3節 下水道事業の種類

##### 1 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（法2(3)）。

公共下水道事業は、原則として市町村が行うが、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみ

#### 2 県内の流域別下水道整備総合計画

長野県内には3箇所の流域別下水道整備総合計画があり、その策定状況は下記のとおりである。

##### (1) 信濃川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣承認年月日
当初計画	S45	H2	S54. 5. 18
第1回見直し計画	S53	H12	S63. 9. 9
第2回見直し計画	S63	H20	H10. 2. 27
第3回見直し計画	H10	H30	<u>H27. 5. 8</u>
第4回見直し計画	H24	H47	

##### (2) 天竜川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣承認年月日
当初計画	S47	H7	S59. 11. 30
第1回見直し計画	S57	H17	S63. 9. 9
第2回見直し計画	H3	H23	H11. 12. 24
第3回見直し計画	H13	H32	H23. 9. 20
第4回見直し計画	H24	H47	

##### (3) 木曾川流域別下水道整備総合計画

	基準年	目標年	大臣同意年月日
当初計画	H3	H22	H17. 11. 10
第1回見直し計画	H16	H37	H22. 3. 31

個別の下水道計画を策定するに当たっては、該当する流域計画と適合を図ることとする。

# 長野県土木事業 設計基準 新旧対照表

〔第16編 下水道事業〕  
 第1章 下水道計画について 第2節 流域下水道整備総合計画

H28.4.1

旧（改定前）	新（改定後）
	<p style="text-align: center;"><b>第3節 下水道事業の種類</b></p> <p><b>1 公共下水道</b></p> <p>公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（法2(3)）。</p> <p>公共下水道事業は、原則として市町村が行うが、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県が事業を行うことができることとしている（法3）。また、平成3年度から、過疎地域活性化特別措置法に基づく特例として、過疎地域のうち一定の要件を満たす市町村については、公共下水道の根幹的部分の設置を都道府県が代行できるようにした。</p> <p>公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用されるものを「特定公共下水道」という（令24の2①(1)）。具体的には、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるものとしている。</p> <p>また、公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域をいう。俗にいう白地の都市計画区域の人口密集地を指す。）以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するため施行されるもの（以下、自然保護下水道という。）、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの（以下、農山村下水道という。）及び、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの（以下、簡易な公共下水道という。）を「特定環境保全公共下水道」としている。</p> <p>そして、これら特定公共下水道、特定環境保全公共下水道以外の公共下水道を狭義の「公共下水道」として取り扱っている。</p> <p>特定公共下水道は、昭和46年以前には特別都市下水路事業として実施されてきたが、下水道法の改正（昭和45年法律141号）によって、すべての公共下水道は終末処理場を有するか、流域下水道に接続することが要件とされたため、特別都市下水路に設けられる処理施設も終末処理場の概念に含まれることになり、以後、特定公共下水道として実施されることとなった。</p> <p>特定環境保全公共下水道事業は、昭和50年度より始まった事業である。当初は、第3次下水道整備五箇年計画（昭和46～50年）の枠外として着手されたが、昭和51年の下水道整備緊急措置法の改正により、下水道事業は都市計画事業に限られないこととなったため、第4次下水道整備五箇年計画（昭和51～55年）から下水道整備五箇年計画に含まれることになった。</p> <p>下水道と下水道類似施設との調整については、おのおの整備の調整を図るための協議システムを</p> <p style="text-align: center;">16-1-9</p>